

新潟県条例第9号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（設置等）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>新潟県若草寮（以下「若草寮」という。）は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項及び第8条第3項第1号において同じ。）</u>、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。</p> <p>4・5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第5条 <u>新星学園及び若草寮の管理は、知事が指定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者に新星学園又は若草寮の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 <u>指定管理者による管理の場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第1条第2項又は第3項に規定する業務</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>新星学園又は若草寮の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) （略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 <u>知事は、新星学園について前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 <u>知事は、若草寮について第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">（設置等）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新潟県若草寮は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。</p> <p>4・5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第5条 新星学園の管理は、知事が指定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に新星学園の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者による管理の場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第1条第2項に規定する業務</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 新星学園の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) （略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な<u>新星学園の</u>管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> |

- | |
|--|
| <p>(1) <u>若草寮の運営において、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童の平等利用が確保されること。</u></p> <p>(2) <u>法その他の関係法令の規定を遵守して若草寮の管理を行うことができること。</u></p> <p>(3) <u>若草寮の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。</u></p> <p>(4) <u>若草寮の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</u></p> |
|--|

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条第3項、第5条第1項及び第8条第2項の改正並びに第8条に1項を加える改正は、公布の日から施行する。